

徳之島町観光プロモーション業務に係る公募型プロポーザル実施要綱

第1条 業務内容に関する事項

1 業務の目的

徳之島を含む「奄美大島・徳之島・沖縄島北部及び西表島」は、令和3年7月に世界自然遺産登録が決定し、世界自然遺産登録の保護担保措置とされる国立公園化に当たっては、島の先人と自然が共生してきた生活様式そのものが評価され、「環境文化型」・「生態系保全型」として、これまでにない形での国立公園の指定を受けた。

この好機を効果的に生かすための、徳之島の「自然」・「人」・「文化」等を素材とした観光プロモーション事業として、アフターコロナを見据え、主に観光系のTikTokerを活用して特に観光や旅行への関心度が高いユーザーへの情報発信することにより、交流人口の増加を図るとともに、世界自然遺産登録というブランドイメージを高め、地域経済の活性化に寄与することを目的とするものである。

この要綱は、徳之島町観光プロモーション業務を委託するにあたり、受託事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

徳之島町観光プロモーション業務

(2) 業務期間

契約締結の日から令和6年2月29日(木)まで

(3) 業務の内容

徳之島町観光プロモーション委託業務仕様書(以下「仕様書」という。)に基づく。

(4) 提案上限額

金4,180,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限とする。

第2条 契約条件に関する事項

1 契約の方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された優先交渉事業者と本町の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約の方法で、本業務にかかる委託契約を締結する。なお、企画提案内容(見積金額を含む。)によっては、そのまま契約内容となるには限らない。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約の締結をしないことがある。

優先交渉事業者と契約が整わなかった場合は、次点とされた事業者と協議を行う。

2 費用の支払い

業務完了後、本町の検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払う精算払いを原則とするが、契約に基づき概算払い、前金払いを行うことができる。

3 費用の分担

受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に全て含まれるものとし、本町は、契約金額以外の費用を負担しない。

第3条 応募者資格要件・応募方法等に関する事項

1 応募方法

プロポーザルに参加を希望する者は、次に定める受付の期間中に、本町の指定する書類を提出すること。

(1) 企画提案書等の提出

① 受付の期間

令和5年9月19日(火)から令和5年10月2日(月)まで(土曜、日曜、祝日を除く)。

但し、応募事業者が無い場合は受付期間を令和5年10月10日(火)まで延長する(土曜、日曜、祝日を除く)。

② 企画提案書作成仕様書に関する質問書提出期限

令和5年10月2日(月)まで。受付期間延長の場合は令和5年10月10日(火)まで(土曜、日曜、祝日を除く)。

③ 提出の方法

持参または郵送。なお持参の場合は午前9時から午後5時まで。

④ 提出書類

下記のアからカまでの一式書類を原本1部、写し7部をクリップ留めして提出すること(ファイルによる製本は不要)。

ア 企画提案申込書(様式1)

イ 業務実績調書(様式2)

・平成29年度以降官公庁から受注した同種・類似の事業の実績を記載(5件まで)

ウ 業務推進体制表(様式3)

・業務を受託した場合の担当予定者の氏名、業務の分担内容を記載

エ 業務担当予定者の経歴・従事業務調書(様式4)

・業務推進体制表に掲載されたスタッフの経歴等を記載

オ 再委託予定先に関する調書(様式5)

カ 企画提案書(様式6及び任意様式)

・別添仕様書の「4 業務内容」に掲げる事項について、上記第1-2-(4)の提案上限額内で対応可能な提案事項等をまとめること。

・文字サイズは10ポイント以上とし、A4版10ページ(用紙5枚)以内とする。

・様式は自由とするが、表題部に事業者名を入れること。(表紙は不要)

(2) 書類の提出先・連絡先

鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7784 2F

徳之島町おもてなし観光課 担当：沖・大久

電話：0997-83-0731

メールアドレス：kankou@tokunoshima-town.org

(3) その他

- ① 提出書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出書類の撤回、修正、再提出は認めない。
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ④ 提出書類は返却しない。
- ⑤ 同一事業者からの複数の提案は認めない。
- ⑥ 提出書類の著作権は提出者に帰属するが、本町が本件の選定の公表等に必要な場合には、本町は当該著作権を無償で使用できるものとする。
- ⑦ 選定された事業者の企画提案書等提出書類は、公開の対象とする。なお、選定されなかった事業者の企画提案書等提出書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、徳之島町情報公開条例(平成17年徳之島町条例第2号)その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- ⑧ 申込後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出すること。

2 応募要件

本事業の公募型プロポーザルに参加できる者は、以下の要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 日本国内に本社を有する法人
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により、現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (3) 徳之島町での競争入札において指名停止の措置を受けていない者若しくは指名停止を受けたがすでにその停止期間を過ぎている者
- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法に基づき、構成手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

第4条 選定方法及び審査基準に関する事項

1 選定方法

- (1) 本企画提案の審査については、本町職員で構成する選定委員会が行い、優先交渉事業者を選定する。
- (2) 選定委員は、提出された書類により、次項の選定基準の項目に沿って50点満点で評価を行い、各委員の点数の合計点が最も高い事業者を優先交渉事業者として決定する。なお、各委員の合計点が150点未満の事業者は失格とする。
- (3) 選定結果の通知及び公表
選定結果は、決定後速やかに全ての提出事業者に通知するとともに、本町ホームページに掲載する。

2 審査基準

審査は、次の観点から総合的にかつ客観的な審査を行うものとする。

審査項目	評価の観点	配点
		書類
1 プロモーションの効果	<ul style="list-style-type: none"> 観光系のTikTokerを活用して特に観光や旅行への関心度が高い幅広い年代性別のユーザーへの情報発信の企画立案がなされ、実施に向けた体制ができてい 徳之島の知名度向上が期待できる 「自然」「人」「文化」という鍵となる要素が活かされている。 	20
2 効果検証	<ul style="list-style-type: none"> 調査手法が適正である 検証内容がこれからの施策に有効である 	15
3 実績	<ul style="list-style-type: none"> 本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。他の地方公共団体における同様の実績を有しているか 	10
4 業務体制 (スケジュール)	<ul style="list-style-type: none"> 実務経験や専任性など、人員の配置状況から、本町との打合せや問い合わせに的確・迅速に対応でき、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制やスケジュールが組まれているか 	5
合 計		50

第5条 選定スケジュール

事 項	年 月 日
募集要領等の通知・HP掲載	公告 令和5年9月19日(火)
質問の受付	令和5年10月2日(月)午後5時まで 受付期間延長の場合 令和5年10月10日(火)午後5時まで
企画提案書類の提出期限	令和5年10月2日(月)午後5時まで 受付期間延長の場合 令和5年10月10日(火)午後5時まで
書類審査および結果の通知	令和5年10月10日(火) 受付期間延長の場合 令和5年10月17日(火)
契約締結	最終の仕様について協議後、速やかに締結する

附則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。